

長野県公安委員会告示 第60号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定に基づき、塩尻市内の乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関して関係者と合意したので、下表のとおり公示する。

令和6年9月24日

長野県公安委員会

一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所		停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲	停留所における左欄の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項	合意状況
名称	所在地	一般旅客自動車運送事業者による一般乗合旅客自動車運送事業（道路運送法施行規則第3条の3第3号に規定する区域運行に限る。）の用に供する乗車定員11人未満の自動車（通称「のーと塩尻」）に限る。	停留所における左欄の停車又は駐車は、左欄に係る運行時間内に限るものとする。	令和6年7月23日から令和6年9月20日の間に関係者において合意したものを。
中挾	長野県塩尻市大字片丘11127番地1先			
南熊井	長野県塩尻市大字片丘10236番地1先			
宮村	長野県塩尻市大字片丘7510番地1先			
五千石	長野県塩尻市大字片丘7512番地1先			
集荷所前	長野県塩尻市大字片丘7947番地3先			
権現	長野県塩尻市大字片丘8147番地1先			
立小路	長野県塩尻市大字片丘8000番地1先			
北熊井（商店前）	長野県塩尻市大字片丘7900番地先			
境沢（北向き）	長野県塩尻市大字片丘4917番地4先			
境沢（南向き）	長野県塩尻市大字片丘4917番地7先			
郵便局前（北熊井）	長野県塩尻市大字片丘7871番地1先			
内田原	長野県塩尻市大字片丘5010番地212先			
片丘小学校前（JA側）	長野県塩尻市大字片丘7871番地1先			
片丘小学校前（学校側）	長野県塩尻市大字片丘4762番地3先			
長峰	長野県塩尻市大字片丘4513番地先			
内田立石	長野県塩尻市大字片丘5536番地9先			
無量寺	長野県塩尻市大字片丘5920番地3先			
大宮八幡	長野県塩尻市大字片丘6890番地1先			
百寿荘	長野県塩尻市大字片丘6778番地先			